

⑧ 南海トラフ地震に対する防災対策

① 「南海トラフ地震臨時情報」が発表された場合

＜第1回校長会資料「災害時における対応について」学16＞より

■ 「南海トラフ地震臨時情報」のキーワードと発表条件

調 査 中	
◇観測された異常な現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合	
巨大地震警戒	巨大地震注意
◇南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM8.0以上の地震が発生したと評価した場合	◇南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上、M8.0未満の地震が発生したと評価した場合 ◇想定震源域内のプレート境界以外や、想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震が発生したと評価した場合 ◇ひずみ計等で有意な変化として捉えられる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくり滑りが観測された場合

■ 「南海トラフ地震臨時情報」の際の学校の対応

配備基準	配備体制	対 応		配備体制の決定
南海トラフ地震臨時情報【調査中】	準備体制	地震防災規定に基づく、日々の備えについての確認 避難場所・避難経路・情報収集手段の再確認		防災危機管理課
南海トラフ地震臨時情報【巨大地震注意】	第2非常配備体制	保護者への呼びかけ・連絡 非常持ち出し品の準備等		市長
南海トラフ地震臨時情報【巨大地震警戒】	第4非常配備体制	勤務時間内	全職員で対応 保護者への引き渡し・連絡 非常持ち出し品の準備	市長
		勤務時間外	第1, 第2, 第3非常配備要員 学校に参集し、配備につく。校区自主防災組織と連携し、避難所開設に協力する。 第4非常配備要員 可能な限り勤務校に出勤し、配備につく。不可能な場合は、あらかじめ決められた近隣の学校にそれぞれ出勤し、その校長の指示に従う。ただし、公共交通機関が復旧しだい勤務校に出勤する。	

※ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

地震ともなう津波発生時の対応

- 地震が発生した場合には、ただちに津波の発生を予想して、児童生徒の安全確保に努める。
- 市災害対策本部や各種報道等の発表をふまえて、津波発生に関する情報を集約し、児童生徒の安全確保に努める。
- 市教委から各校に対して、対応の指示等を出す場合がある。その指示に迅速に対応する。

【災害時における非常配備要員について】

5月末までに学校ごとに職員の申請により、第1非常配備要員から第4非常配備要員までを決定する。第4非常配備要員となる一般教職員（B）は、どこの学校に出勤するかを決め、校長に申請する。

非常配備区分	配備要員の構成	
I 第1非常配備要員	校長 教頭 主幹教諭	校長・教頭・主幹教諭が対応する。
II 第2非常配備要員	防災対策 委員	防災対策委員が対応する。（市内在住近隣教職員）
III 第3非常配備要員	一般教職員 (A)	原則自転車や徒歩等により30分以内の近距離通勤教職員，その他学校長の判断による教職員が対応する。
IV 第4非常配備要員	一般教職員 (B)	原則自転車や徒歩等により30分以上の遠距離通勤教職員，その他学校長の判断による教職員が対応する。

<「学校教育指導要覧」の第2章（指導）P32>より

■地震発生後の非常配備の基準（一般の地震も含む）

地震震度	市の 配備体制	勤務時間内	勤務時間外
震度4	第1非常 配備	◎児童生徒の 安全確保 ◎地震防災規 定に基づき，引 き取り下校の 対応について の確認 ○状況によっ ては，校区自主 防災組織と連 携をとり，避難 所開設に協力 する。	第1，第2非常配備要員 自宅待機
震度4 (被害が発生 した場合)	第2非常 配備		
震度5弱 震度5強	第3非常 配備		第1，第2非常配備要員 学校に参集し，配備につく。校区自主防災組織と 連携し，避難所開設に協力する。 第3非常配備要員 自宅待機
震度5 (相当の被害が発 生した場合)			
震度6弱 震度6強 震度7 以上 (甚大な被害が発 生した場合)	第4非常 配備	第1，第2，第3非常配備要員 学校に参集し，配備につく。校区自主防災組織と 連携し，避難所開設に協力する。 第4非常配備要員 可能な限り勤務校に出勤し，配備につく。 不可能な場合は，決められた近隣の学校にそれぞ れ出勤し，その校長の指示に従う。 ただし，公共交通機関が復旧しだい勤務校に出勤 する。	

【「南海トラフ地震臨時情報（キーワード）」が提供された場合の児童への対応】

情報名	キーワード	学校の対応
南海トラフ地震 臨時情報	調査中	各学校は続報に注意し、通常どおり教育活動が続ける。また、速やかに日ごろからの地震への備え、発生時の対応について再確認する。
	巨大地震警戒	※校区の状況を確認しながら、児童生徒の命を守ることを最優先に、校長が判断する。
	巨大地震注意	※校外学習中（修学旅行・野外教育活動を含む）の場合は、安全な場所に児童生徒を集合させた後、帰校する。
	調査終了	平常通りの教育活動を継続する

- ・南海トラフ地震臨時情報（調査中）が出された場合、岩田小地震防災規定に基づいて、避難場所や避難経路、情報収集手段の再確認、非常持ち出し品の準備等を行う。それと同時に保護者への連絡や呼びかけを行う。
- ・南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が出され、授業を中止することが決定された場合は、保護者への児童の引き渡しを行う。児童は、学校内で保護し、保護者の引き取りがあった時、学校保管の引き取りカードで確認の上引き渡す。保護者の引き取りがない児童は学校内において保護する。

【地震発生時の対策】

① 登下校中

場 所	第 一 次 避 難	第 二 次 避 難
建物付近 (ブロック塀等)	<ul style="list-style-type: none"> ・倒れやすい建物から離れる。 ・持ち物で頭をおおう。 ・ブロック塀や門柱などに近づかない。 ・倒れた電柱や垂れ下った電線に近づかない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校か家庭か近いほうに避難させる。 ・家人がいないときは学校（避難所）に避難する。

② 在校中

ア 授業中

場 所	第 一 次 避 難	第 二 次 避 難
教 室	<ul style="list-style-type: none"> ・黙って机の下に入り、揺れの収まるのを待つ。 ・机の脚をしっかりと握る。 ・出入り口の戸を開き、出口を確保する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・放送(先生)の指示で避難場所(運動場)へ移動する。
理科室	<ul style="list-style-type: none"> ・教室に準じる。・使用中の火気は消火する。 ・ガスの元栓を締める。 	
家庭室	<ul style="list-style-type: none"> ・教室に準じる。・包丁など危険な道具を除去する。 ・熱湯に注意する。・ガスコンロの消火と元栓を締める。 ・食器棚から離れる。 	
体育館	<ul style="list-style-type: none"> ・窓から離れて身をかがめる。 	
運動場	<ul style="list-style-type: none"> ・建物から離れて、座って待つ。 	
プール	<ul style="list-style-type: none"> ・水から上がり、座って待つ。 	

イ 休み時間中，清掃中

場 所	第 一 次 避 難	第 二 次 避 難
教 室 特別教室	・授業中に準じる。	・放送(先生)の指示で避難場所(運動場)へ移動する。
廊 下 渡り廊下	・窓ガラスの近くや電灯の下から離れる。 ・体を低くして，揺れの収まるのを待つ。 ・近くの教室に入り，机の下に入る。	
階 段	・手すりをしっかりつかむ。 ・その場ですわって待つ。 ・近くの教室に入り，机の下に入る。	
便 所	・壁や柱の側により，体を低くする。 ・戸を開けて待つ。	
体育館	・窓から離れて身をかがめる。	
運動場	・建物から離れて，すわって待つ。	